附　則

（適用期日）

1　この告示は、平成三十年三月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成三十年三月一日において、現に製造している移動式クレーン又は現に存する移動式クレーンの規格については、なお従前の例による。

3　前項に規定する移動式クレーン以外の移動式クレーンで、平成三十一年三月一日前に製造された移動式クレーン又は同日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができる。

4　前二項に規定する移動式クレーン以外の移動式クレーンで、平成三十一年三月一日前に製造された移動式クレーン（この告示による改正前の移動式クレーン構造規格に適合するものに限る。）と同一の設計により同年九月一日前に製造された移動式クレーンの前方安定度の値については、なお従前の例による。

5　前三項の規定は、これらの項に規定する移動式クレーン又はその部分がこの告示による改正後の移動式クレーン構造規格に適合するに至った後における当該移動式クレーン又はその部分については、適用しない。

○農林水産省告示第四百四号

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年二月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
物	施設
一　表の農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理した偶蹄類の動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～八十九　（略） 九十　宇波海通日**洞**食品有限公司の登録番号第三三〇二／〇三〇〇六号の施設（中華人民共和国・浙江省慈溪市所在） 九十一～九十四　（略） 九十五　威海山泰食品有限公司の登録番号第三七〇〇／〇三二二七号の施設（中華人民共和国・山東省威海市所在） 九十六～百十二　（略） 百十三　**諸**城外**貿**食品冷蔵有限公司熟食二**車**間の登録番号第三七〇〇／〇三三七三号の施設（中華人民共和国・山東省**諸**城市所在） 百十四～百十三　（略） 百十四　エスフード株式会社陰城工場の登録番号第Ｍ〇一五一四〇〇二号の施設（大韓民国・忠清北道陰城群所在） 百五十五～百六十一　（略）
二　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥	一～五十一　（略） 五十二　威海山泰食品有限公司の登録番号第三七〇〇／〇三二二七号の施設（中華人民共和国・山東省威海市所在） 五十三～七十一　（略） 七十二　山**东硕**昌**农**牧有限公司（熟肉制品**车间**）の登録番号三七〇〇／〇三三六一号の施設（中華人民共和国・山東省昌邑市所在） 七十三～八十　（略）

改正前	
物	施設
一　表の農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理した偶蹄類の動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	一～八十九　（略） 九十　寧波海通日冷食品有限公司の登録番号第三三〇二／〇三〇〇六号の施設（中華人民共和国・浙江省寧波市慈溪市所在） 九十一～九十四　（略） 九十五　文登市山泰食品有限公司の登録番号第三七〇〇／〇三二二七号の施設（中華人民共和国・山東省文登市埠口港管委会埠口路五十九号所在） 九十六～百十二　（略） 百十三　山東省諸城市外貿冷蔵場熟食二車間の登録番号第三七〇〇／〇三三七三号の施設（中華人民共和国・山東省濰坊市諸城市城北八裏庄所在） 百十四～百五十三　（略） 百五十四　エスフード株式会社陰城工場の登録番号第Ｍ〇一五一四〇〇二号の施設（大韓民国・忠清北道陰城群所在） 百五十五～百六十一　（略）
二　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥	一～五十一　（略） 五十二　文登市山泰食品有限公司の登録番号第三七〇〇／〇三二二七号の施設（中華人民共和国・山東省文登市所在） 五十三～七十一　（略） 七十二　昌邑中粮新盛食品有限公司の登録番号第三七〇〇／〇三三六一号の施設（中華人民共和国・山東省昌邑市所在） 七十三～八十　（略）